令和８年度公募型樹木伐採事業募集要領

１　目的

河川内の樹木は治水上又は河川管理上の支障がある一方で、伐採した樹木は薪ストーブの燃料、木材加工、チップ加工等の有効活用が期待できることから、伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を目的に、河川内の樹木を自ら伐採し、持ち帰ることを希望する者の公募を実施するものである。

２　公募箇所　※別添図面のとおり

	箇所	本数	面積	主な樹種
①	(一)旭川（岡山市北区御津国ケ原）	約20本	約400㎡	雑木
②	(一)吉井川（和気町奥塩田）	約50本	約5,000㎡	ヤナギ オニグルミ エノキ
③	(二)郷内川（倉敷市藤戸町藤戸）	約20本	約300㎡	センダン
④	(二)倉敷川（倉敷市茶屋町）	約10本	約500㎡	雑木
⑤	(二)六間川（倉敷市天城）	約15本	約1,700㎡	クスノキ
⑥	(一)小田川（倉敷市真備町妹）	約300本	約10,000㎡	雑木
⑦	(一)小田川（笠岡市甲弩）	約300本	約4,000㎡	竹 雑木
⑧	(一)高梁川（新見市草間）	約30本	約500㎡	雑木
⑨	(一)高梁川（新見市長屋）	約100本	約1,500㎡	スギ 雑木 竹

	箇所	本数	面積	主な樹種
⑩	(一)吉井川（津山市小桁）	約50本	約2,000㎡	エノキ
⑪	(一)旭川（真庭市蒜山東茅部）	約40本	約4,000㎡	クヌギ ヤナギ
⑫	(一)吉野川（美作市福本）	約30本	約1,700㎡	ヤナギ
⑬	(一)梶並川（美作市栄町）	約50本	約8,000㎡	クヌギ
⑭	(一)梶並川（美作市楢原中）	約10本	約400㎡	クヌギ
⑮	(一)梶並川（美作市真殿）	約200本	約40㎡	竹 ヤナギ
⑯	(一)滝川（勝央町平）	約10本	約300㎡	クヌギ

３　スケジュール

（１）募集期間　　令和８年８月２６日（水）から１０月９日（金）まで
（２）選定結果の通知　　募集期間終了後
（３）河川法の申請　　選定結果通知後、速やかに提出すること
（４）許可書の発行　　河川法の申請書受付後、30日以内
（５）伐採・搬出期間　　許可書発行後から令和９年３月31日（水）まで
・土日祝日も作業可能
・作業時間は９時から16時まで

４　応募資格（（５）・（６）は法人のみ）

次の条件を全て満たすことを応募資格とする。
（１）自ら樹木伐採及び持ち帰り（枝葉等を含む。）を行うことができる者であること。
（２）岡山県に在住又は事業所を有する者であること。
（３）岡山県税、市町村税又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
（４）岡山県暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（５）募集期間中において、岡山県知事から指名停止措置を受けている者でないこと。
（６）募集期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

５　応募の無効

次のいずれかに該当する場合、応募資格なしとして無効（失格）とする。
（１）応募書類に必要な事項の記載が無い場合
（２）上記「４　応募資格」の条件を有さない場合

６　応募手続等

（１）提出書類
募集要領に添付の応募様式に必要事項を記入の上、持参・郵送・ＦＡＸ・メールのいずれかにより提出すること。
なお、現地及び別紙許可条件（特に第８条～第12条）を確認の上、提出すること。
（２）提出期限
令和８年１０月９日（金）まで
受付時間　9:00～17:00（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（３）提出先及び問い合わせ先

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">箇所</td><td colspan="3">応募に関すること</td><td>河川法の申請・許可に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提出先</td><td colspan="2">問い合わせ先</td><td rowspan="2">提出先
問い合わせ先</td></tr>
<tr><td>応募手続に関すること</td><td>現地に関すること</td></tr>
<tr><td>①</td><td>（一）旭川
（岡山市北区御津国ケ原）</td><td rowspan="3" colspan="2">岡山県土木部河川課水政班
住　所：岡山市北区内山下2-4-6
電　話：086-226-7478
ＦＡＸ：086-223-2705
メールアドレス：
kasen@pref.okayama.lg.jp</td><td>備前県民局建設部
工務第一課第一班
住所：岡山市北区弓之町6-1
電話：086-233-9840</td><td>備前県民局建設部
管理課第二班
住所：同左
電話:086-233-9877</td></tr>
<tr><td>②</td><td>（一）吉井川
（和気町奥塩田）</td><td colspan="2">備前県民局建設部東備地域管理課
住所：和気郡和気町和気487-2
電話：0869-92-5170</td></tr>
<tr><td>③</td><td>（二）郷内川
（倉敷市藤戸町藤戸）</td><td colspan="2">備中県民局建設部管理課第二班
住所：倉敷市羽島1083
電話：086-434-7080</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">箇所</td><td colspan="3">応募に関すること</td><td>河川法の申請・許可に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提出先</td><td colspan="2">問い合わせ先</td><td rowspan="2">提出先
問い合わせ先</td></tr>
<tr><td>応募手続に
関すること</td><td>現地に
関すること</td></tr>
<tr><td>④</td><td>(二)倉敷川
（倉敷市茶屋町）</td><td rowspan="9">岡山県土木部河川課水政班
住　所：岡山市北区
内山下2-4-6
電　話：086-226-7478
ＦＡＸ：086-223-2705
メールアドレス：
kasen@pref.okayama.lg.jp</td><td colspan="2" rowspan="2">備中県民局建設部管理課第二班
住所：倉敷市羽島1083
電話：086-434-7080</td><td></td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>(二)六間川
（倉敷市天城）</td><td></td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>(一)小田川
（倉敷市真備町妹）</td><td>備中県民局建設部
工務第二課第一班
住所：同上
電話：086-434-7043</td><td></td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>(一)小田川
（笠岡市甲弩）</td><td>備中県民局建設部
井笠地域工務課
第一班
住所：笠岡市六番町
2-5
電話：0865-69-1640</td><td>備中県民局建設部
井笠地域管理課
住所：同左
電話:0865-69-1634</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>(一)高梁川
（新見市草間）</td><td colspan="2">備中県民局建設部新見地域管理課
住所：新見市高尾2400
電話：0867-72-9170</td></tr>
<tr><td>⑨</td><td>(一)高梁川
（新見市長屋）</td><td>備中県民局建設部
新見地域工務課
第一班
住所：同上
電話：0867-72-9174</td><td></td></tr>
<tr><td>⑩</td><td>(一)吉井川
（津山市小桁）</td><td>美作県民局建設部
工務第一課第一班
住所：津山市山下53
電話：0868-23-1478</td><td>美作県民局建設部
管理課管理班
住所：同左
電話:0868-23-1437</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">箇所</td><td colspan="3">応募に関すること</td><td>河川法の申請・許可に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提出先</td><td colspan="2">問い合わせ先</td><td rowspan="2">提出先
問い合わせ先</td></tr>
<tr><td>応募手続に
関すること</td><td>現地に
関すること</td></tr>
<tr><td>⑪</td><td>(一)旭川
（真庭市蒜山東茅部）</td><td rowspan="6">岡山県土木部河川課水政班
住　所：岡山市北区
内山下2-4-6
電　話：086-226-7478
ＦＡＸ：086-223-2705
メールアドレス：
kasen@pref.okayama.lg.jp</td><td>美作県民局建設部
真庭地域維持補修課
住所:真庭市勝山591
電話：0867-44-7568</td><td>美作県民局建設部
真庭地域管理課
住所：同左
電話:0867-44-3116</td></tr>
<tr><td>⑫</td><td>(一)吉野川
（美作市福本）</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">美作県民局建設部
勝英地域管理課
住所：美作市入田
291-2
電話:0868-73-4061</td></tr>
<tr><td>⑬</td><td>(一)梶並川
（美作市栄町）</td><td>美作県民局建設部
勝英地域工務課
第二班
住所：同右
電話：0868-73-4064</td></tr>
<tr><td>⑭</td><td>(一)梶並川
（美作市楢原中）</td><td></td></tr>
<tr><td>⑮</td><td>(一)梶並川
（美作市真殿）</td><td>美作県民局建設部
勝英地域工務課
第三班
住所：同右
電話：0868-73-4065</td></tr>
<tr><td>⑯</td><td>(一)滝川
（勝央町平）</td><td></td></tr>
</table>

7　採取者の選定方法及び選定結果の通知

（１）応募書類を基に、履行の確実性や採取の効果等を総合的に評価し、選定する。

なお、募集区画の伐採可能本数等を勘案し、複数人選定することもある。

（２）応募者多数で、伐採希望本数が募集箇所の伐採可能本数を超える場合等は、県において抽選を実施する。

（３）選定結果については応募者へ、郵送又はメールにより通知を行う。

※選定された者には、通知の際に許可申請書（様式１）、完了届（様式２）及びアンケート用紙を同封する。

（４）選定結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から１週間以内に文書で質問することができる。質問書の提出は応募様式の提出先と同様とする。

８　河川法の許可手続等

（１）応募の結果、選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る許可申請書（様式１）を持参し、又は郵送により提出すること。

※河川法第25条「河川区域内の土地において河川の産出物を採取しようとする者は河川管理者の許可を受けなければならない」

（２）選定結果通知日から２週間、申請書の提出が無い場合は、伐採の意思無しとみなし、他の応募者を選定者に振り替えることがある。

（３）伐採終了後は速やかに完了届（様式２）及びアンケートを提出すること。

（４）許可の際に付される許可条件は、別紙「許可条件」のとおり。

（５）河川法第32条第１項に基づく採取料は、徴収しないこととする。

９　採取にあたって実施すべき安全対策等

（１）伐採、積み込み、運搬等においては、事故の防止等安全確保に努めること。

（２）水門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧すること。

（３）伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。

（４）ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。なお、現地での野焼きは認められない。

（５）伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。

10　自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

（１）河川管理者は、河川利用者や許可を受けた者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可を受けた者に指導を行う。

（２）河川管理者は、許可を受けた者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可を受けた者に指導を行う。

（３）採取は、許可を受けた者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者（他の許可受け者含む。）への加害に対する損害賠償等は許可を受けた者の

責任において行うこと。

また、第三者、河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可を受けた者は速やかに許可書を発行した県民局又は地域事務所に通報し、適切に対応すること。

なお、許可を受けた者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

（４）許可を受けた者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、直ちに採取を停止すること。なお、採取の停止に伴う損害が生じた場合、河川管理者は当該損害に対する補償等は行わない。

11　その他

（１）応募区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、募集時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。

（２）採取場所については、河川管理者において調整し、指定する。

（３）採取を希望する河川産出物の種類又は使途を制限するものではないが、当該種類又は使途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の使途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を判断することができないため確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可を受けられない場合がある。

（４）採取した河川産出物の使用は、自己の責任において行うものとする。

（５）募集後に生じた事情により、募集手続の進行状況に関わらず、公募伐採を中止する場合がある。

（６）採取に当たっては、堤防道路から高水敷へ下りる進入路（坂路）を使用することができる。

別 紙

許可条件

第１条　許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

（１）住所又は氏名を変更したとき

（２）許可を受けた行為を廃止したとき

（３）天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかったとき

第２条　許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は許可が取り消されたときは、許可書を発行した県民局（地域事務所）長（以下「局長等」という。）の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、局長等の検査を受けること。

第３条　許可を受けた者は、採取中は局長等の指示により実施するとともに、完了の際は完了届（様式２）により速やかに報告し、局長等の確認を受けること。

第４条　許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意するとともに、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに局長等に報告すること。

第５条　許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設及び第三者に損害を与えた場合は、自らの負担で原状に復旧し、又は損害の賠償をすること。

第６条　河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第７条　許可を受けた者は、河川管理者による、河川管理上必要な指示に従うこと。

第８条　伐採箇所までの必要な措置（除草等）は、許可を受けた者が行うこと。

第９条　許可を受けた者は、伐採後の樹木（幹）の高さを、地上から概ね50ｃｍ以下（根株含む）とすること。

第10条　許可を受けた者は、伐採した枝葉も含めて現場から回収し、搬出すること。伐採後の枝葉等を放置し、下流に流し、現地で燃やし、又は不法に投棄してはならない。

第11条　許可条件を遵守しない者は、許可の取消及び今後募集する河川内樹木の採取の許可を行わない場合がある。

第12条　その他関係機関との調整が必要な場合には、局長等の指示に従うこと。